

令和6年5月9日

資料送付



地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立精神医療センター

職員による患者への虐待と思われる事案の発生について

令和6年5月3日に、精神医療センターの職員（看護師）による入院患者への暴言など、心理的虐待と思われる事案を確認したので、精神保健福祉法第40条の3第1項（※）に基づき令和6年5月7日に横浜市の精神科病院における虐待通報窓口に通報しました。

なお、神奈川県立病院機構では、こうした事案を確認した時点で、虐待認定の有無に関わらず、速やかに公表することとします。

※令和6年4月から改正精神保健福祉法が施行され、精神科病院における虐待通報が義務化されました。

1 発生場所

神奈川県立精神医療センター

2 発生年月日

令和6年5月3日

3 職員（看護師）の年代

60歳代

4 患者の年代

20歳代

5 発生の状況

- 職員（看護師）が、自傷行為を繰り返す当該患者の看護を行う過程で、「何故、自分の身体を傷つけるのか。そんなに（自傷）したければ、山奥ですればいい」などの暴言があった。
- 当該患者が上記の暴言に傷つき、当該看護師の上司に相談したことにより発覚した。

6 今後の対策

必要な調査を行うとともに、虐待防止に係る通報制度の周知、職員への指導・研修等を通じて、患者への虐待防止を図ります。

（問合せ先）

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構
神奈川県立精神医療センター

事務局長 遠藤 昇

電話：045-822-0241（代表）